



島根県報

令和2年11月27日（金）

号外 第 143 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公安規則】

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	2
島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（ ” ）	2

公 安 委 員 会 規 則

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第8号

島根県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

島根県道路交通法施行細則（昭和55年島根県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

第10条第1号ア中「2輪の自転車又は3輪の普通自転車には」を「普通自転車又は普通自転車以外の2輪の自転車には」に改め、同号イ中「2輪の自転車又は3輪の普通自転車以外の」を「普通自転車及び普通自転車以外の2輪の自転車を除く」に改める。

様式第4号裏面中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の島根県道路交通法施行細則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月27日

島根県公安委員会委員長 上 代 裕 一

島根県公安委員会規則第9号

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表道路交通法施行規則の部第6条の3の3の項中「第6条の3の3」を「第6条の3の5」に改める。

別表地域再生法の部第17条の36第2項（同条第23項において準用する場合を含む。）の項中「第23項」を「第22項」に、「協議会への参加」を「協議会における協議」に改める。

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。